

告 示

埼玉県告示第千一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
箕和田用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があつた。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野元裕

一 就任	職名	氏名	住 所
	理事	吉川國平	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百十三番地
二 退任	監事	渡邊貴代	同 同 同
	監事	渡邊貴代	百九十五番地二
	監事	渡邊貴代	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百九十五番地二
	監事	渡邊繫太郎	同 同 同
			百五十番地